

総 括 調 査 票

調査事案名	(9) 税関監視艇建造・運航等経費			調査対象 予算額	令和2年度：2,389百万円 ほか (参考 令和3年度：2,224百万円)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	税関業務費、船舶建造費	調査主体	本省
組織	税関			目	船舶運航費、船舶建造費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

税関監視艇は、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処、それら密輸行為の抑止、沖合に停泊している外国貿易船での臨船手続や離島等における情報収集の際の交通手段といった機能を担っている。(本調査は、平成28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

前回調査の指摘に関する調査のほかに、新たな視点で、建造費及び燃料費について調査を行った。



○税関監視艇の配備状況（令和3年3月末現在）29艇

	配備艇数	全長
大型監視艇	5艇	38m程度
中型監視艇	16艇	28m程度
小型監視艇	8艇	20m程度

【前回の調査結果（平成28年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

監視艇の代替建造に際しては、監視艇の運用方針を踏まえ、統一仕様を原則とするとともに、更なる経費節減の方策について検討すること。

推進器をウォータージェットとすることについて、運航海域等による適応性、複数年での燃費の効率性を総合的に検証した上で、配備すること。

反映の内容等

監視艇の代替建造に際しては、監視艇の運用方針を踏まえ、統一仕様 に 則って適切に行っている。

推進器をウォータージェットとすることについては、運航海域等による適応性、複数年での燃費の効率性を総合的に検証した上で、配備することとしている。

総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 税関監視艇建造・運航等経費

②調査の視点

1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

前回調査時に引き続き、統一仕様を原則とした建造となっているか。

ウォータージェット型の推進器を採用することについて、どのように検討されたか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和2年度

【調査対象先数】
税関5先及び財務本省1先

③調査結果及びその分析

1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

(1) 代替建造時の仕様について

平成27年度に代替建造における効率性や経済性の観点から、統一仕様が定められており、前回調査以降に建造された（建造中のものを含む）5艇について、統一仕様を原則とした建造となっているかを調査した。

【表1】のとおり5艇中4艇において、エンジン（出力数）については「窒素酸化物など環境配慮型のエンジンに対応することになり、重量が増加したため、結果的に出力数が増加したこと」、定員については「瀬取りの増加に伴う運航距離の増加や長時間の取締りに伴い、乗船する職員の増員を行う必要が生じたこと」、航続距離については「運航距離が長く、無給油で運航可能な性能の確保が必要であること」との理由から、統一仕様を超過している状況であり、効率性や経済性の観点から統一仕様が定められていることを踏まえると、妥当ではない。

	監視艇規模	超過した仕様
A艇	大型	エンジン・定員
B艇	大型	エンジン・定員
C艇	中型	定員
D艇	中型	航続距離・定員
E艇	中型	なし

(2) ウォータージェット型の推進器の導入について

(1)と同様の5艇について、代替建造時に前回の指摘（運航海域等による適応性、複数年での燃費の効率性を総合的に検証した上での配備）を踏まえた上でウォータージェット型（WJ型）の採用がどのように検討されたかを調査した。税関監視艇においては、WJ型とプロペラ型があるが、プロペラ型と比較した際のWJ型の主なメリット・デメリットは【表2】のとおりである。

【表2】を踏まえた上で、大型艇においては、個々の建造の際に、WJ型の採用について検討がなされていた。

【表3】のA艇では、燃費の削減が見込まれるものの、導入費用が高価なことを理由にWJ型を採用しておらず、B艇では、WJ型の導入費用が高価であるもの、サンゴ礁浅海域を運航海域としていることからWJ型を採用しているとのことであった。

一方、中型艇3艇においては、一律に統一仕様でプロペラ型を採用することとしていることから、WJ型を採用していなかった。その主な理由は、大型艇と比較して運航海域における波が低く、WJ型における耐波性能のメリットが少ないためとのことであった。

【表2】WJ型における主なメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 耐波性能に優れており、波の高い海域での運航において優位である。 浅海域における運航に適している。 高速での運航や複数年における燃費の効率性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入費、メンテナンス費用が高価である。

【表3】推進器の採用状況（大型艇）

	A艇	B艇
型式	プロペラ型	WJ型
運航海域	日本海	南西諸島

④今後の改善点・検討の方向性

1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

(1) 代替建造時の仕様について

代替建造時の仕様については、原則、統一仕様の範囲内での仕様とすべき。また、現状の監視取締の実態に即していない仕様については、各項目内容を精査し、全体の船舶建造費が増加しない範囲で見直しを行うべき。

(2) ウォータージェット型の推進器の導入について

代替建造におけるウォータージェット型の推進器の採用に際しては、これまで実施された配備に係る検討を引き続き実施すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 税関監視艇建造・運航等経費

②調査の視点

2. 船舶建造費について

船舶建造費の予算額の増加要因は何か。

船舶建造費の予算額（補正後）

- 平成28年度：864百万円
- 平成29年度：608百万円
- 平成30年度：1,002百万円
- 令和元年度：1,025百万円
- 令和2年度：1,104百万円

【調査対象年度（完成年度）】
 大型艇：平成23年度～令和2年度
 中型艇：平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】
 財務本省 1 先

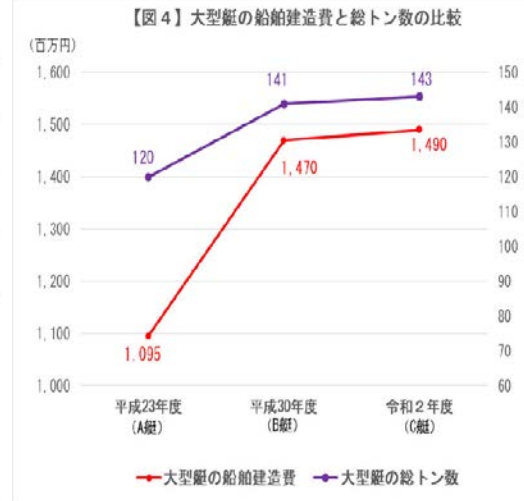
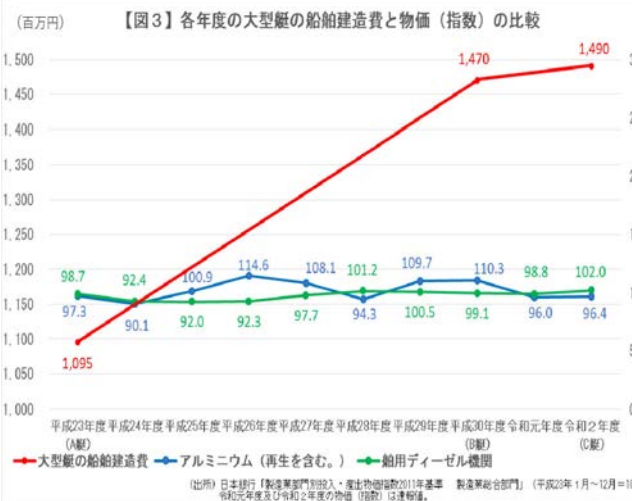
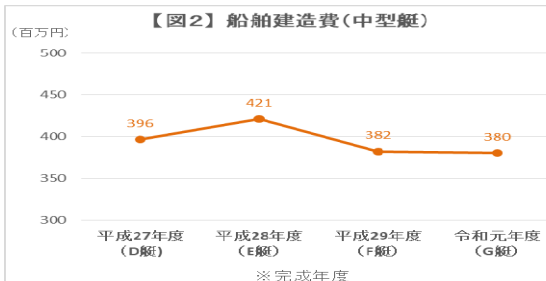
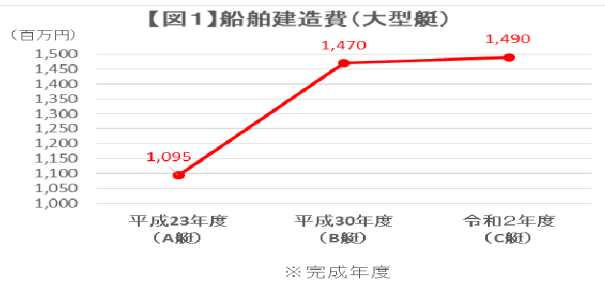
③調査結果及びその分析

2. 船舶建造費について

船舶建造費の予算額が増加傾向にあることから、直近の税関監視艇（大型艇3艇及び中型艇4艇）の調達額を調査したところ、中型艇は減少していたが、大型艇では増加していた。【図1】～【図2】

大型艇について、船舶建造費と主な船質であるアルミニウムや船用ディーゼル機関（エンジン）の物価の推移を比較したところ、平成23年度（A艇）と令和2年度（C艇）は、アルミニウムの価格は△0.9%の減少、船用ディーゼル機関（エンジン）の価格は3.3%の増加であるが、船舶建造費は36.1%の増加となっており、物価に比して大幅に船舶建造費が増加していた。【図3】

また、総トン数について、平成23年度（A艇）と令和2年度（C艇）を比較したところ、19.2%の増加であったことから、船舶建造費及び総トン数ともに年々増加していることが分かった。【図4】



※船舶建造費の金額は当初契約額（税抜）。
 ※A艇及びD艇に係る船舶建造費の金額は、行政事業レビューシートより算出。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 船舶建造費について

厳しい財政状況の下で、税関監視艇の大型化という課題に対応していくためには、代替建造の際に、物価動向や過去の調達額等を踏まえ、1艇当たりの船舶建造費の縮減に努めるべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 税関監視艇建造・運航等経費

②調査の視点

3. 燃料費の契約単価について

契約単価は、市場の相場価格の変動を踏まえ、適切に改定されているか。

【調査対象年度】
令和元年度

【調査対象先数】
税関9先（28港）

③調査結果及びその分析

3. 燃料費の契約単価について

燃料契約においては、毎年度当初に給油港ごとに単価を一般競争契約において定め、数量は納入の都度決める単価契約を採用している。

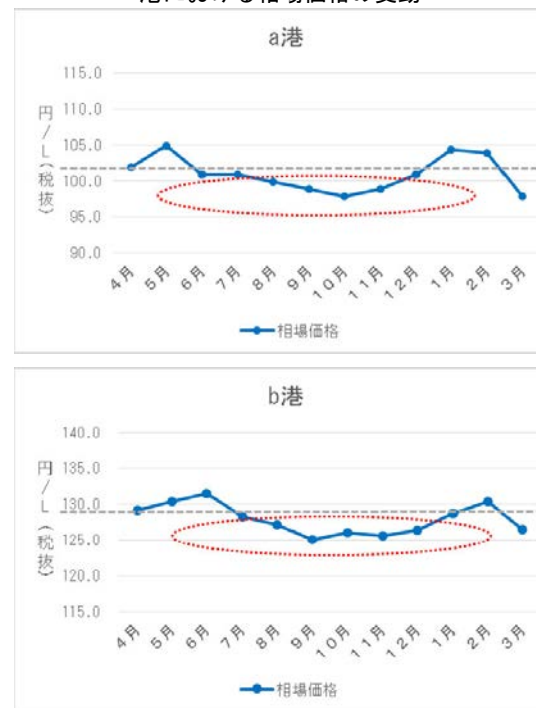
【表4】のとおり、令和元年度における税関ごとの契約単価の改定状況を調査したところ、2税関（5港）では毎月改定を行っていた。残りの7税関（23港）では、相場価格の「変動額」又は「変動率」を改定基準の指標として定めていたが、税関ごとに基準のバラつきがあった。

上記の改定状況を踏まえ、令和元年度の契約単価について、相場価格の変動が踏まえられたものとなっているかを調査したところ、毎月改定している税関もある一方で、改定基準を設けている税関の一部の港においては、改定頻度を上げることで、契約単価の低減に繋がると考えられるものがあった。具体的には、【図5】のとおり、a港及びb港では相場価格が4月の当初契約時よりも下振れている時が続いていたが、改定基準を満たしていなかったことから契約単価の改定が一度もされていなかった。

【表4】 契約単価の改定基準

	1L当たりの相場価格の変動率or変動額
A税関	3円
B税関	2円
C税関	5%
D税関	なし（毎月改定）
E税関	2円
F税関	なし（毎月改定）
G税関	5%
H税関	4円
I税関	1円

【図5】 契約単価が一度も改定されていない港における相場価格の変動



④今後の改善点・検討の方向性

3. 燃料費の契約単価について

契約単価について、市場の相場価格の変動を適切に反映するため、原則、毎月契約単価を改定することを検討すべき。